

セルフメディケーション税制について

1 制度の内容

年間 12,000 円を超える医薬品（市販品）の購入を行った場合には、超えた分を所得から控除する税の制度です。控除を受ける場合には健康の保持増進や疾病予防の取組として健康診査を受けた証明が必要になります。しかし、控除申告をされる方が「一定の取組」を実施していることが必要です。

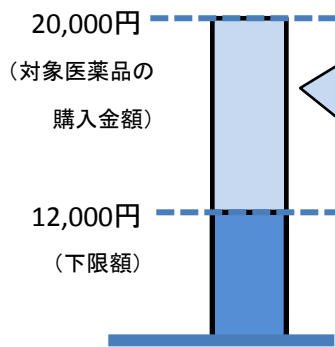
申告には、通常の医療費控除かセルフメディケーションのどちらか選ぶ必要があります。（どちらが有利になるかはご家庭により異なります。）

*一定の取組とは、保険者が実施する健康診査、がん健診、予防接種などのことです。

本特例措置を利用するときのイメージ

*厚生労働省 HP より抜粋

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



- 8,000円が課税所得から控除される

(対象医薬品の購入金額: 20,000円 - 下限額: 12,000円 = 8,000円)

- 減税額

- ・ 所得税: 1,600円の減税効果
(控除額: 8,000円 × 所得税率: 20% = 1,600円)
- ・ 個人住民税: 800円の減税効果
(控除額: 8,000円 × 個人住民税率: 10% = 800円)

2 健診結果及び領収書について

健診結果通知書及び領収書に、保険者名もしくは健診名の記載がない場合には証明書が必要になります。

この場合は、お住まいの市町村もしくは熊本県後期高齢者医療広域連合に証明依頼書を御提出いただくことになります。

*詳しいことは熊本県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

連絡先

熊本県後期高齢者医療広域連合
事業課 保健事業班

TEL 096-368-6777

平成 年分 特定一般用医薬品等購入費を
支払った場合の所得控除に関する証明依頼書

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 様

請求者氏名 _____ 印

連絡先 _____

次のとおり租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことの証明を依頼します。

ふりがな									性別	男 ・ 女
氏 名										
住 所	〒									
電話番号										
被保険者番号									生年 月日	明・大・昭 年 月 日
健診名	熊本県後期高齢者医療健康診査									
健診等 実施機関									受診日 (※1)	平成 年 月 日

※1 平成29年1月1日以降に受診し、確定申告の対象となる年と同一の年に受診したことが必要です。

送付先住所 (※2)
〒

※2 住所と現在の所在地が異なる場合にはご記入下さい。

平成 年分 特定一般用医薬品等購入費を
支払った場合の所得控除に関する証明書

上記の者は上記のとおり租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを証明します。

平成 年 月 日

【証明者】熊本県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 大西 一史 印

<被保険者の方へ>

- 租税特別措置法第41条の17の2の規定に基づき特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例））の適用を受けようとする場合であって、後期高齢者医療健康診査を受診したこと等の証明が必要な方は、この依頼書に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒（送付先住所記載・切手添付）を添えてお住まいの市町村の窓口または熊本県後期高齢者医療広域連合にご提出下さい。
- ただし、以下の領収書や結果通知表等のいずれかがあれば、保険者からの証明は必要ありません。該当する領収書や結果通知表を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
 - 「後期高齢者医療健康診査」「後期高齢者歯科口腔健康診査」の領収書又は結果通知表
※ただし、「後期高齢者医療健康診査」「後期高齢者歯科口腔健康診査」という名称又は「熊本県後期高齢者医療広域連合」の記載が必要。
- 保険者の証明には時間を要することが予想されるため、余裕を持って依頼して下さい。
- 本税制の対象品目など、詳細については、下記の厚生労働省HPをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

(参考) 【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

「年間12,000円を超える特定の医薬品（市販薬）の購入について、超えた分は所得から控除します」という税の制度です。

控除を受けるには【健康の維持増進や疾病予防の取組み】と【特定医薬品の領収書】が必要となります。